

金ケ崎町商工会商工関係優良従業員表彰規程

(総 則)

第1条 金ケ崎町商工会は商工業の振興を期するため、永年同一事業所に勤続し、且つ勤務成績優良と認めるもの、又は功績顕著なる商工従業員に対する表彰は、本規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この表彰は、永年勤続又は成績優秀な従業員に対しその功労に報い、これを激励すると共に他の従業員の範となり、能率の増進、生産意欲の高揚を図り産業発展に資することを目的とする。

(従業員)

第3条 本規程による商工関係優良従業員とは、金ケ崎町商工会の会員である事業所の従業員であるものとする。

(表彰の基準)

第4条 本規程により表彰される商工関係優良従業員は、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 一般表彰

同一事業所に**5年以上勤務**し、その勤務態度が他の模範となる従業員であること。

ただし、過去に同一の事業所で一般表彰を受けていないこと。

(2) 特別表彰

同一事業所で**20年以上勤務**し、その勤務態度が他の模範となる従業員であること。

ただし、過去に同一事業所で特別表彰を受けていないこと。

2 事業所が合併もしくは組織変更等により設立されたものである場合は、前条に定める勤続年数は通算後の勤続年数によるものとする。

(特別表彰)

第5条 従業員の模範であるものであって、次の事項に該当するものについては、第4条の規程に拘らず特別表彰をすることができる。

(1) 優秀な発明、発見、その他創意工夫により、生産能率の向上に顕著な功績をあげた者。

(2) 事業所の災害に際し、自己の危機を顧みず人名を救助し又は重要な施設、資材等を保全した者。

(3) 事業所等の業務に精励貢献し、特に功績の合った者として他の従業員の模範と目される者。

(審 査)

第6条 被表彰者選考のため表彰者審査委員会を設ける。

- 2 前項に定める表彰者審査委員会は、金ヶ崎町商工会の会長、副会長及び理事の全員をもって組織する。

(表彰の方法)

第7条 この規程による表彰は公共団体と共催することができる。

- 2 表彰は表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰取消)

第8条 表彰された者で後日業務を怠り、又は信用を失う行為があったときは、表彰を取消し、表彰状を返還せしめることができる。

附 則

1. この規程は昭和56年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程は平成10年2月10日から実施する。

附 則

1. この規程は平成12年4月1日から実施する。

附 則

1. この規程の一部改正は、平成14年4月1日から実施する。